

加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に居住する者のうち別表1の「対象者」欄に掲げる者で、下記の(1)～(3)の全ての要件をみたす者とする。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等
- (2) 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）の対象とはならない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者

(用具の種目)

第3条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とする。

(申請)

第4条 前条に規定する用具の給付を受けようとする18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、診断書（様式第2号）並びに当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、家庭環境及び住宅環境等を調査した小児慢性特定疾病児童等日常生活用具調査書（様式第3号）に基づき審査を行い、速やかに用具の給付の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、用具の給付を決定（以下「給付決定」という。）したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）に小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号）を添えて、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、申請を却下したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（業者への委託）

第5条 市長は、前条第3項の給付決定を行ったときは、用具の製作又は販売を行う業者（以下「業者」という。）に対して小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 前項に定める通知は、市長が業者から小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託契約申請書（様式第8号）を提出させ、その内容を審査し、予めこの事業に伴う委託契約を締結した業者に対して行う。ただし、加古川市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年10月1日福祉部長決定）に基づく給付委託契約又は加古川市補装具費の支給に関する要綱（平成18年10月1日福祉部長決定）に基づく代理受領契約を締結し、第3条に規定する用具について取り扱う業者は、委託契約を締結しているものとみなすことができる。

（費用の負担）

第6条 第4条第3項に規定する給付決定を受けた者（以下「給付決定対象者」という。）は、別表2の基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

- 2 給付決定対象者は、給付する用具の価格が別表1の基準額を超過している場合は、その差額を負担するものとする。
- 3 給付決定対象者が負担する額は、原則として、用具の引渡しの日直接業者に支払うものとする。

（公費負担額）

第7条 市長は、用具の購入に要する費用から前条に規定する給付決定対象者が負担する額を控除した額（以下「公費負担額」という。）を、第5条第1項に規定する通知書に記載するものとする。

2 業者が市長に請求できる額は、前項に定める公費負担額とする。

(給付台帳の整備)

第8条 用具の給付の状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年1月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 別表2の所得税法の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)の規定 平成26年4月1日

(2) 別表2の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定 平

成26年10月 1 日

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定によってなされた給付の決定については、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年 7 月30日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に提出された改正前の加古川市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第 4 条の規定による申請に係る小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、施行日以後に行われる小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

実施要綱の規定は、施行日以後に行われる小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月11日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、施行日以後に行われる小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月22日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第1号から様式第3号まで、様式第5号及び様式第8号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱別表2の規定は、施行日以後に行われる小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、施行日以後に行われる小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る申請について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病児童等日常

生活用具の給付に係る申請については、なお従前の例による。

別表1（第2条、第3条及び第6条関係）

種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐 用 年 数
便 器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,900円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病	99,000円	8

		児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。		
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円	6
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5
クーレベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。	22,000円	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580円	—
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に	173,250円	4

		使用し得るもの。		
ストーマ 装具 (消化器系)	人工肛門を造設 した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの。	113,520 円	—
ストーマ 装具 (尿路系)	人工膀胱を造設 した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの。	149,160 円	—
人工鼻	人工呼吸器の装 着又は気管切開 が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの。	128,700 円	—

別表2 (第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900	290
		3,001～5,800円	D2	3,450	350
		5,801～8,700円	D3	3,800	380
		8,701～13,000円	D4	4,250	430
		13,001～17,400円	D5	4,700	470
		17,401～22,400円	D6	5,500	550
		22,401～28,200円	D7	6,250	630
		28,201～58,400円	D8	8,100	810
		58,401～75,000円	D9	9,350	940
		75,001～96,600円	D10	11,550	1,160
		96,601～121,800円	D11	13,750	1,380
		121,801～175,500円	D12	17,850	1,790
		175,501～221,100円	D13	22,000	2,200
		221,101～380,800円	D14	26,150	2,620
		380,801～549,000円	D15	40,350	4,040
		549,001～579,000円	D16	42,500	4,250
		579,001～700,900円	D17	51,450	5,150
		700,901～849,000円	D18	61,250	6,130
		849,001～1,041,000円	D19	71,900	7,190
		1,041,001円以上	D20	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているものうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはいしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号

）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

（3）徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

加古川市長様

申請者

住所 _____

氏名 _____

個人番号 _____

電話 _____

（対象者との続柄 ）

下記により、日常生活用具を申請します。

対象者	氏名		男・女	個人番号	
				生年月日	
	住所				
	疾病名				
	症状				
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護者の状況)
給付を受けたい用具の名称				希望する型式・規模等	
給付を希望する理由					
現在の住まいの状況	住宅		浴槽		便器
現在の介護の状況	入浴		排便		移動
用具の給付にあたって特に希望する事項					
備考					

同意書

年 月 日

加古川市長様

1 申請者同意事項

私は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付申請における下記の事項について、同意します。

- ① 市が私の住民基本台帳情報を調査すること。
- ② 市が私の税務情報を調査すること。
- ③ 市が私の生活保護受給情報を調査すること。

申請者 氏名 _____

2 世帯員の同意事項（申請者は除く。）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付申請における下記の事項について同意します。

- ① 市が私の住民基本台帳情報を調査すること。
- ② 市が私の税務情報を調査すること。
- ③ 市が私の生活保護受給情報を調査すること。

申請者からみた続柄	氏 名

様式第2号（第4条関係）

診 断 書

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付申請にあたり、次のとおり診断します。

患者氏名		生年月日		男・女
患者住所				
疾病名				
症 状				

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

年 月 日

医療機関名

医療機関の所在地

担当医師 氏名

様式第3号 (第4条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具調査書

申請年月日				申請者氏名				対象者との 続柄				
対 象 者	氏名			男・女	生年月日							
	住所											
	疾病名				症状							
世 帯 全 員 の 状 況	氏名	年齢	対象者との 続柄	課税状況								
				当該年度分市町村民税								備考
				均等割				所得割				
世帯区分												
住まいの 状況					給付後の 生活状況							
給付する用具 (型式・規模等)												
給付の必要の 有 無					給付する(しない) 理 由							
予 定 価 格		申 請 者 が 支 払 う べ き 額					公 費 負 担 予 定 額					
そ の 他 特 記 事 項												
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調査員 役職名 氏 名</p>												

様式第4号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長



先に申請のあった日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号		給付決定 年 月 日	
対象者 氏 名		疾 病 名	
給付する 用 具			
納 入 業 者 名		納入業者の 住 所	
価 格		申請者が 支払うべき額	公費負担額
注 意 事 項			

様式第5号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

年 月 日

加古川市長



下記のとおり決定する。

① 給付番号			②給付決定年月日		
③ 対象者 氏 名			④ 生年月日		
⑤ 住 所					
⑥ 申請者 氏 名	(対象者との続柄)				
⑦ 給付する 用具名 (型式・規模等)			⑧納 入 業 者		
			⑨納入業者の所在地		
⑩ 価 格		⑪申請者が 支払うべき額		⑫公費負担額	
⑬ この券の 有効期限					
⑭業者納品日		⑮申請者より受領した額		⑯受領業者及び年月日	
⑰用具受領者氏名			⑱検収者	職名	
				氏名	
⑲その他特記事項					

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

年 月 日付の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付申請については、審査の結果、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

様式第7号（第5条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長



下記のとおり決定しましたので、給付券の提示があれば、用具を納入してください。

給付番号		給付決定 年 月 日	
対象者 氏 名			
住 所			
申請者 氏 名	(対象者との続柄)		
給付する用 具	納 入 業 者		
	納 入 業 者 の 所 在 地		
価 格	申請者が 支払うべき額		公費負担額
公費支払 請求期限			
備 考			

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託契約申請書

年 月 日

加古川市長 様

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に係る委託契約を申請いたします。

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者役職名
電話

営業年数	
業務内容 (取扱品目)	
従業員数	
主要取引 自治体名	
取引銀行 口座	銀行 支店 普通 当座 No
備考	

